

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入について（令和 6 年 4 月 1 日から）

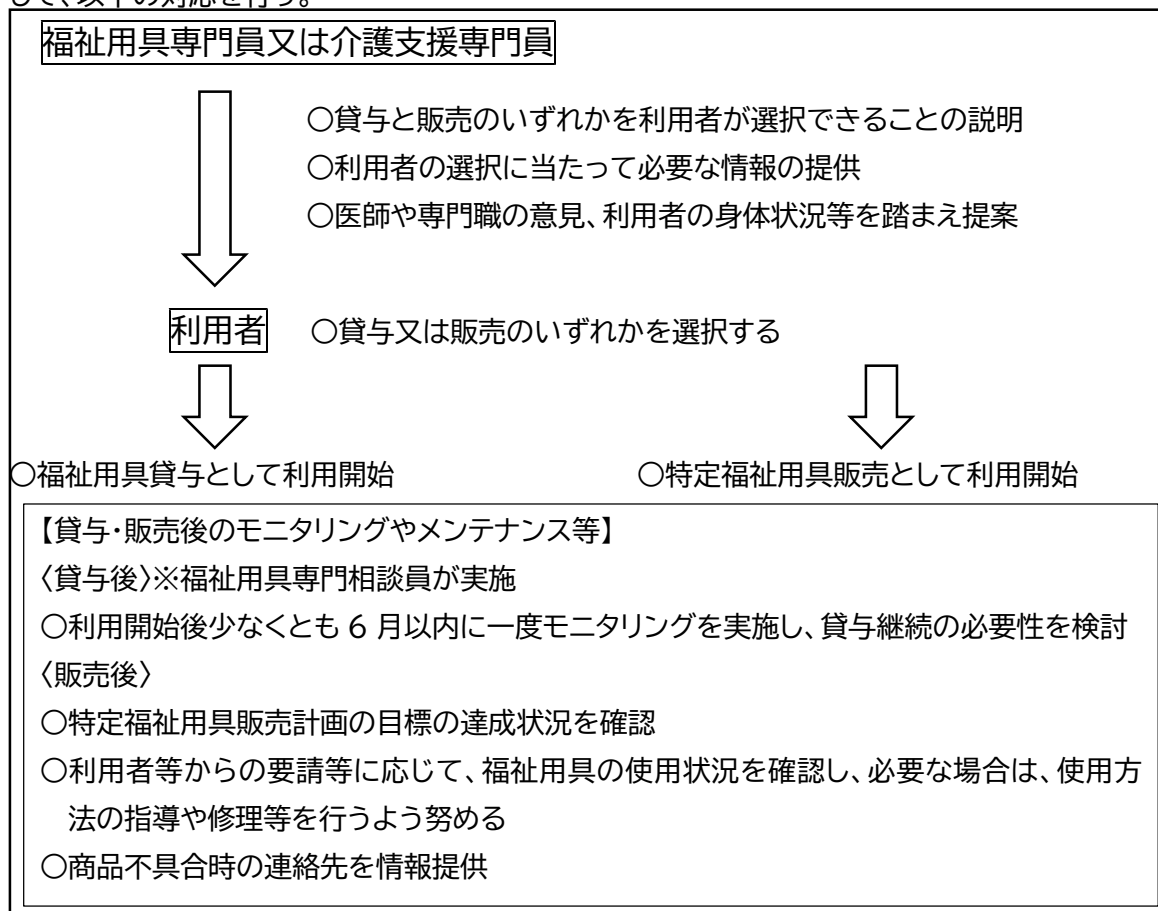
利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用・利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入します。

（1）対象となる品種・詳細

対象種目	品目・詳細
固定用スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの ※便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のは除く。
歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器 ※車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
歩行補助つえ	松葉杖を除く単点杖および多点杖 ※カナディアン・クラッチ、ロフスランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

（2）福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制に伴う判断体制・プロセス

選択制の対象福祉用具の提供にあたり、福祉用具専門員又は介護支援専門員は、利用者に対して、以下の対応を行う。



詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。